

3 第 42 条の 12 の 7 《事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

【改正の概要】

令和 6 年度の税制改正において、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、次の見直しが行われた。

- (1) 本制度の対象となる法人が、青色申告書を提出する法人で令和 8 年 3 月 31 日までにされた産業競争力強化法の認定に係る認定事業適応事業者であるものとされ、対象資産が、その認定を受けた日から同日以後 3 年を経過する日までの間に、取得又は製作若しくは建設をして、その法人の事業の用に供した生産工程効率化等設備とされた（措法 42 の 12 の 7 ③⑥）。
- (2) 税額控除割合が、次の区分に応じそれぞれ次のとおりとされた（措法 42 の 12 の 7 ⑥）。
 - イ 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除く。以下同じ。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備……次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次の割合
 - (イ) エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する生産工程効率化等設備……14%
 - (ロ) 上記(イ)以外の生産工程効率化等設備……10%
 - ロ 中小企業者以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備……次の生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次の割合
 - (イ) エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資する生産工程効率化等設備……10%
 - (ロ) 上記(イ)以外の生産工程効率化等設備……5%
- (3) 対象資産について、需要開拓商品生産設備を除外する等の見直しが行われた（措法 42 の 12 の 7 ③⑥）。